

令和6年度 教育課程について（届）

このことについて、立川市立学校管理運営規則第12条に基づき、下記のとおりお届けします。

1 教育目標

(1) 学校の教育目標

- 知性を磨いて個性を伸ばそう（知性）
- ◎敬愛の心を深めて良い市民になろう（敬愛）
- 勤労を愛し責任を果たそう（勤労）

(2) 立川市教育委員会学校教育の指針を踏まえた学校の教育目標を達成するための基本方針

ア 「知性を磨いて個性を伸ばそう」とする生徒を育成するために

- ・情報活用能力の育成につなげる ICT の効果的な活用
- ・主体的・協働的に学習に取り組む態度の育成を目指した授業改善並びに研修の充実
- ・教職員間の情報共有及び家庭との連携を通した誰一人取り残さない支援の手立ての構築

イ 「敬愛の心を深めて良い市民になろう」とする生徒を育成するために

- ・立川市民科における体験活動を通したコミュニケーション能力の向上並びに社会貢献できる資質や能力の育成
- ・生徒の道徳的な判断力、心情、実践意欲を育成するための道徳教育の充実

ウ 「勤労を愛し責任を果たそう」とする生徒を育成するために

- ・生徒の抱える複雑化・多様化した問題や課題を解決するための体制整備及び研修
- ・自己有用感を高める教育活動の充実
- ・共生社会を形成するための基盤となる資質を養う特別支援教育の充実

エ 学校の教育目標の達成に向けたその他の事項

- ・問題行動や不登校、自傷行為を防ぐための生徒に寄り添った指導と家庭や関係諸機関との連携の強化
- ・ネットワーク型学校経営システムによる地域との連携・市民力を活用した体験的な活動の充実
- ・コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の協働による活動を通した郷土を愛する心の醸成
- ・カリキュラム・マネジメントの視点に立った教育活動の工夫及び改善
- ・校務支援システム等のさらなる活用による教職員の働き方改革の推進

2 指導の重点

(1) 学習指導要領及び生徒指導提要进行を踏まえた各教科、特別の教科 道徳、総合的な学習の時間、特別活動、立川市民科における指導

ア 各教科

- ①問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていく上で必要な情報活用能力を育成するために、授業等で ICT を効果的に活用する。
- ②落ち着いた学習環境をつくるために、ユニバーサルデザインの考えに基づく環境設定、授業改善、行動支援を行う。
- ③特別支援教室プラスにおける指導や校内教育支援センター「フラット」の利用を通して、誰一人取り残さない支援を構築する。

イ 特別の教科 道徳

- ①「生命の尊重」をテーマにした道徳授業地区公開講座における授業公開・意見交換会の充実を図り、「特別の教科 道徳」の考え方等に関する保護者や地域の理解を深め、地域とともに生徒の道徳性を育む意識を高める。
- ②道徳的な課題を生徒が自分自身の課題として捉えられるような授業を、ICT 機器を効果的に活用しながら展開する。また、多様性を尊重する態度と互いのよさを生かして協働しようとする態度を育成する。

ウ 総合的な学習の時間

第1学年では「視野やスキルを広げる」、第2学年では「社会との関わりから学ぶ」、第3学年では「生き方を見つめる」をテーマとして、探究的な学習の過程において体験的な活動を意図的・計画的に行い、各教科との関連付けた横断的な学習を行うことで、自ら学び、考え、判断し、問題解決する資質や能力を育成する。

エ 特別活動

集団や社会の一員として、よりよい学校生活や人間関係を築こうとする資質を育成するために、生徒一人一人が充実感・達成感を味わい、生徒自らが考え、主体的に取り組み、相互に意見交換することができる学級活動・生徒会活動・学校行事を計画し展開する。

オ 立川市民科

- ①立川市民科を通して、「まちを知る」「まちに関わる」「まちに貢献する」生徒の育成を図る。また地域・保護者と連携し、防災教育・安全教育を推進する。
- ②「立川夢・未来ノート」を計画的に活用し、自分の将来の生き方への関心を深め、自分の能力・適性等の発見と開発に努め、自分の将来への展望をもたせる。進路の選択・計画の取組を通し、卒業後の生活によりよく適応し、自己実現を達成していく力の伸長を目指す。

- ③主権者教育「みらいく」を通して、社会の一員という自覚をもたせ、国や地域、社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、自ら判断する能力を育成する。

(2) 特色ある教育活動

- ①コミュニティ・スクールとしての利点を生かし、学校運営協議会を中心に地域学校協働本部事業と連携して、地域と協働した教育活動を展開する。
- ②自らの健康や体力向上に対する理解を深め、生きる力の基盤としての健康教育と体力づくりを推進する。「学校 2020 レガシー」の推進の一つとして、一校一取組運動では、保健体育の授業にて生徒の基礎体力の向上を目的とした「アルティメット講習会」を実施する。また、がん教育に取り組み、健康に対する意識の向上を図る。
- ③問題行動や不登校、自傷行為についての正しい理解を深めるために、PTAと連携して講演会を実施する。

(3) 生活指導

- ①主体的に問題や課題を発見し、他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を判断し実行する力をもった生徒の育成を図る。
- ②生徒の抱える複雑化・多様化した問題や課題を解決するために、そのための研修並びに体制整備を行う。
- ③地域と連携して、「地域清掃」「地域防災訓練」「校区小学校運動会」「町民運動会」等、生徒が地域の中で活動できる機会を設定し、自己有用感の醸成を図る。

(4) 特別な配慮を必要とする生徒への指導

- ①第1・2学年で実施する「N I N O 教研式認知能力検査」をもとに、生徒個々の教科等横断的な力や学習のつまづきを学校全体で共有する。
- ②定期的に校内委員会を実施し、各学年で課題を抱える生徒への支援について協議し、家庭への支援を充実できるようにする。
- ③通級担当教員の授業観察等を通して、特別支援教室プラスに通室している生徒が在籍学級で抱えている課題を把握し必要な支援をしていく。
- ④教室での学習が難しい生徒の学びを保障するため、校内教育支援センター「フラット」を効果的に活用する。

(5) 進路指導

主権者教育、消費者教育、キャリア教育、食育、国際理解教育等に関する学習活動を年間指導計画に適宜位置付けて実施することで、社会の変化に対応し、主体的に自己の進路を選択・決定できる探究的能力・資質を高めさせる。